

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携、共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の視点から、取引先のテレワーク導入やB C P（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 企業間の連携 オープンイノベーションを活用して新素材・新加工方法の開発に取り組みます。
優秀な技術・人材がありながら後継者不足で事業継続が困難な取引先に対し、M & A 等の事業承継支援を行います。
- b. IT 実装支援 企業間で、共通EDT及び、WAN・LANネットワークを構築しデーターの相互利用及び、取引先のIT人材の育成支援を実施します。

2. 「振興基準」の厳守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

下請代金の支払いは、現金とします。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押しつけないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2023年8月31日

株式会社 ナガノ

代表取締役 長野 裕司